

法律上の計画の位置づけ

(1) 計画の性格

障がい者基本計画は、本市の障がい者施策の基本的な理念と方向性を定めたもので、計画期間は令和 9 年(2027 年)度から令和 14 年(2032 年)度であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、計画期間である令和 9 年(2027 年)度から令和 11 年(2029 年)度の障がい福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたる法定計画で、3 計画を一体の計画として策定します。

	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第 11 条 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条)	児童福祉法 (第 33 条 20)
国	障害者基本計画 (第 5 次) (令和 5(2023)～ 9(2027)年)	第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画に係る 基本指針の改正 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な 実施を確保するための基本的な指針の改正)	
県	次期 滋賀県障害者プラン (令和 9(2027)～令和 14(2032)年度)		
甲賀市	第 4 次障がい者基本計画 (令和 9(2027)～ 14(2032)年度)	第 8 期障がい福祉計画 (令和 9(2027)～ 11(2029)年度)	第 4 期障がい児福祉計画 (令和 9(2027)～ 11(2029)年度)
計画期間	6 年間	3 年間	3 年間

計画の理念

本計画においては、障がいの有無にかかわらず全ての市民が、人格と個性を尊重し、理解し合いながら、お互いにつながり支えあい、誰もが住み慣れたまちで、“安心”して暮らし続けることができる社会の実現をめざして、「**誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまち あい甲賀**」を基本理念として定めます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまち あい甲賀